

# 「予約保証制度」のご案内

経済環境の変化を受けやすい中小企業の皆さまが、一時的かつ緊急的な資金需要に備えて、あらかじめ保証付融資のご利用を予約することができる「予約保証制度」をご用意しています。是非、ご利用ください。お申込は取引金融機関経由のみとなります。

## 【制度概要】

|       |  |
|-------|--|
| 制度名   | 予約保証制度(略称:全国予約)<br>小口零細保証制度としてご利用になる場合、(略称:全国予約小口)   |
| 対象者   | 次の全ての要件に該当する中小企業者<br>同一事業の業歴が3年以上あること<br>申込金融機関との与信取引が1年以上あること<br>リスク考慮型保証料率(注)の適用対象であること<br>保証料率区分が2~9であること |
| 貸付限度額 | 2,000万円 全国予約小口の場合、500万円  |
| 資金用途  | 事業資金 既存の保証付融資を完済することはできません   |
| 保証割合等 | 金融機関の選択した責任共有制度の方式による 全国予約小口の場合、全部保証   |
| 担保    | 必要に応じて   |
| 連帯保証人 | 原則として法人代表者以外不要   |
| 保証期間  | 5年以内 全国予約小口の場合、10年以内   |
| 予約期間  | 信用保証書の発行の翌日から365日  |
| 貸付利率  | 金融機関の所定の利率   |
| 信用保証料 | 借入金額に対し、0.40%~1.90% 通常より1区分高い料率を適用<br>全国予約小口の場合、借入金額に対し0.47%~2.20%   |

(注) 中小企業信用リスク情報データベースにより、中小企業者の経営状況を踏まえた9区分の保証料率体系に基づく保証料率

次のいずれかに該当する事由が発生した場合は、貸付を中止します。

- ア. 当協会の業務区域内で事業を行わないととなったとき
- イ. 申込人に対する債権について、延滞または事故報告書提出事由が生じたとき
- ウ. 信用状況の著しい悪化等により、申込金融機関が融資を行うのが適当でないと判断したとき
- エ. 信用保証協会が金融機関に対して申入れをしたとき

申込時に上記ア~エについて、ご確認の上所定の「予約保証制度を利用されるお客様へ」(中止条件にかかる同意書)にお客様のご署名捺印をいただきます。



東京信用保証協会

<http://www.cgc-tokyo.or.jp>



## 申込方法



本制度のお申込は取引金融機関経由のみです。

信用保証協会や東京都などの関係機関へ直接お申込いただくことはできません。

## 必要書類



## 留意点

予約保証が融資実行される前は同じ金融機関から、再度予約保証をお申込いただくことはできません。

融資が実行された後は、同じ金融機関からでも、予約保証をお申込いただけます。

通常の保証申込書類のほかに「予約保証制度を利用されるお客様へ」が必要となります。

保証申込に必要な書類は各金融機関にございます。

## 対象者について

次の全ての要件に該当する中小企業者が対象となっていますが、特に・についてご説明します。

- 同一事業の業歴が3年以上あること
- 申込金融機関との与信取引が1年以上あること
- リスク考慮型保証料率の適用対象であること
- 保証料率区分が2~9であること

### 「リスク考慮型保証料率の適用対象であること」について

保証料率は確定申告書(損益計算書及び貸借対照表)を基に、中小企業信用リスク情報データベースにより判定された9区分となっています。この9区分の保証料率がリスク考慮型保証料率です。

個人事業者の方で貸借対照表を作成していない場合や法人成り後の決算期が到来していない場合は中小企業信用リスク情報データベースによる判定の対象となりませんので、本制度をご利用になれません。

また、経営安定関連保険・創業関連保険・創業等関連保険・特別小口保険にかかる保証などは9区分の保証料率が適用されず、一律の保証料率が適用されますので、本制度をご利用になれません。

### 「保証料率区分が2~9であること」について

本制度では通常より1区分高い保証料率を適用しますので、料率区分が2~9に該当する方がご利用になります。

例えば、区分5の方は区分4の保証料率が、区分2の方は区分1の保証料率が適用されます。そのため区分1の方はご利用になれません。

